

# 食品表示法(品質事項)

## ～(3)生鮮食品の横断的義務表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項)の(3)生鮮食品の横断的義務表示について説明します。

# 食品の区分 — 食品表示法 —

58の品質表示基準

例えば

玄米及び精米品質表示基準

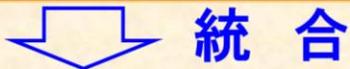
しいたけ品質表示基準

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準

水産物品質表示基準

など

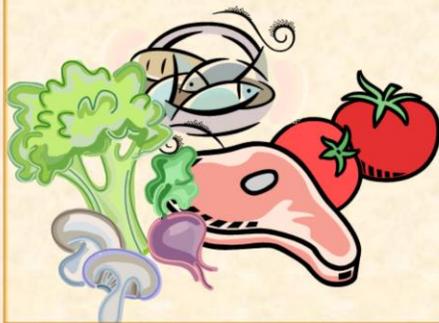
食品表示基準



統合

生鮮食品

(一般用・業務用)



加工食品

(一般用・業務用)



添加物

(一般用・業務用)



食品表示法における食品の区分は、これまでJAS法、食品衛生法、健康増進法で規定されていた表示に関する部分が統合されています。

旧JAS法で58種類あった品質表示基準を「食品表示基準」として1つに統合して規定しています。

生鮮食品、加工食品が、それぞれ一般用、業務用に区分されます。

ここでは、一般用生鮮食品と業務用生鮮食品の横断的義務表示について説明します。

# 一般用生鮮食品の表示方法①

食品表示基準 第18条 ~ 第23条

表示の方法

- ポップ
- 立札
- ダンボール箱
- シール
- プライスラベル

キャベツ  
神奈川県産

相模湾産  
真いわし

国産 豚ロース肉  
100g 〇〇〇円

牛サーロイン (100g)

当店の商品は  
国産です

## 表示禁止事項(食品表示基準 第23条)

- ・ 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- ・ 第18条又は第19条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- ・ その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 等

2

一般用生鮮食品の表示方法は、ポップ、立札、ダンボール箱、シールなどがあります。農産物、畜産物、水産物すべての生鮮食品で共通です。

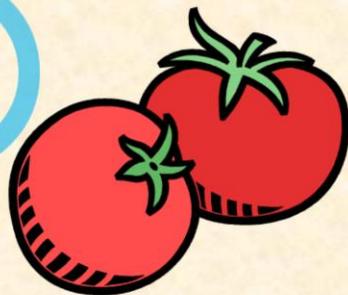
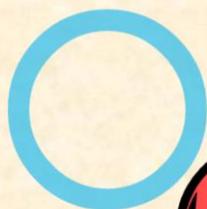
「当店の商品はすべて国産です」等の、店内一括表示も認められています。

生鮮食品も加工食品と同じように、「表示禁止事項」が定められています。

- ・ 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- ・ 第18条又は第19条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- ・ その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示 などです。

## 一般用生鮮食品の表示方法②

見切り品を販売する場合であっても、名称と原産地の表示は必須です。



高知県産、  
トマト  
(見切り品)  
50 円



見切り品  
50 円

生鮮食品の見切り品は、表示をしないで販売されている例がよく見られます。  
見切り品についても、名称、原産地の表示が必要です。

## 一般用生鮮食品の表示のまとめ

表示項目	農産物	畜産物	水産物
名称	内容を示す一般的な名称		
原産地	<b>国産品</b> <b>○都道府県名</b> (市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>○国産</b> (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>○水域名</b> (水域名の記載が困難な場合は水揚げされた港名又はその都道府県名、水域名に水揚げされた港名又はその都道府県名の併記可) <b>○地域名</b> (主たる養殖場のある都道府県名)
	<b>輸入品</b> <b>○原産国名</b> (一般に知られている地名でも可)	<b>○原産国名</b>	<b>○原産国名</b> (水域名の併記可)
その他の表示項目	※しいたけの栽培方法 ●原木 ●菌床 ●原木と菌床を混合した場合は、重量順に記載		※冷凍したものを解凍 ●解凍 ※養殖されたもの ●養殖

この表は、一般用生鮮食品の表示についてまとめたものです。農産物、畜産物、水産物それぞれ必要な表示事項は、名称と原産地です。

名称については、いずれも共通で、内容を示す一般的な名称で表示します。例えば、りんご、牛肉、あさりなどです。

農産物について、国産品は、都道府県名を表示します。市町村名その他一般に知られている地名をもって代えることができます。

輸入品は、原産国名を表示します。一般に知られている地名をもって代えることができます。

ただし、生鮮しいたけの原産地表示については、令和4年3月30日に食品表示基準Q&Aが改正され、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)が原産地となります。

## 一般用生鮮食品の表示のまとめ

表示項目	農産物	畜産物	水産物
名称	内容を示す一般的な名称		
原産地	<b>国産品</b> ○都道府県名 (市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>国産</b> (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>水域名</b> (水域名の記載が困難な場合は水揚げされた港名又はその都道府県名、 水域名に水揚げされた港名又はその都道府県名の併記可) ○地域名(主たる養殖場のある都道府県名)
	<b>輸入品</b> ○原産国名 (一般に知られている地名でも可)	<b>原産国名</b>	<b>原産国名</b> (水域名の併記可)
その他の表示項目	※しいたけの栽培方法 ●原木 ●菌床 ●原木と菌床を混合した場合、重量順に記載		※冷凍したものを解凍 ●解凍 ※養殖されたもの ●養殖

5

畜産物について、国産品は国産である旨を表示します。

主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名をもってこれに代えることができます。

主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を表示するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として表示しなければなりません。

輸入品は原産国名を表示します。2ヶ国以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名を表示します。

## 一般用生鮮食品の表示のまとめ

表示項目	農産物	畜産物	水産物
名称	内容を示す一般的な名称		
原産地	<b>国産品</b> <b>○都道府県名</b> (市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>○国産</b> (主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名でも可)	<b>○水域名</b> (水域名の記載が困難な場合は水揚げされた港名又はその都道府県名、 水域名に水揚げされた港名又はその都道府県名の併記可) <b>○地域名</b> (主たる養殖場のある都道府県名)
	<b>輸入品</b> <b>○原産国名</b> (一般に知られている地名でも可)	<b>○原産国名</b>	<b>○原産国名</b> (水域名の併記可)
その他の表示項目	※しいたけの栽培方法 ●原木 ●菌床 ●原木と菌床を混合した場合は、重量順に記載		※冷凍したものを解凍 ●解凍 ※養殖されたもの ●養殖

6

水産物の原産地については、水域名又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名)を表示します。

水域名の記載が困難な場合は、水揚げされた漁港名、又はその都道府県名を表示します。これは水域をまたいで漁をした場合など、水域の特定が困難な場合で、水域名が分かれば、水域名を表示することになります。

また、水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を併記することもできます。

水産物は、解凍したものには「解凍」、養殖のものは「養殖」という表示が必要となります。

水産物の名称、水域名は、水産庁が定めたガイドラインにしたがって表示することが基本になります。

輸入品は原産国名を表示しますが、水域名を併記することができます。

アサリについては、令和4年3月30日に食品表示基準Q&Aが改正され、原産地表示ルールが厳格化されました。

### ○業務用生鮮食品の定義

- ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料になるもの。

### ○業務用生鮮食品の義務表示

- ・名称、原産地、放射線照射に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、食品表示基準別表第二十四の中欄に掲げる表示事項

業務用生鮮食品とは、たとえば干しぶどうの原材料となるぶどうや漬物の原材料となる大根など、最終的に生鮮食品のまま消費者に販売されるものではなく、加工食品の原材料として流通する生鮮食品です。

業務用生鮮食品の義務表示事項は、名称、原産地、放射線照射に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、食品表示基準別表第二十四の中欄に掲げる表示事項です。